

市職員による作成は予約制で

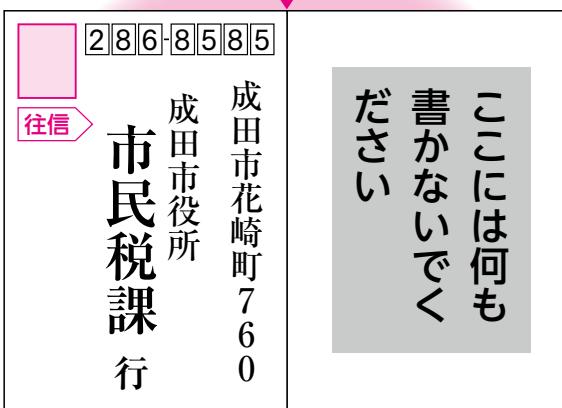
市職員による対面での申告書の作成相談の事前予約を受け付けます。なお、作成済みの申告書を提出する場合は予約不要です。

往復はがき・市ホームページで申し込み

会場	相談日	相談時間
市役所 6階中会議室	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～ 正午
下総公民館	2月19日(木)・20日(金)	午後1時～ 4時
大栄支所2階	2月26日(木)・27日(金)	
中郷公民館	3月4日(水)	
公津公民館	3月5日(木)	
久住公民館	3月6日(金)	
八生公民館	3月11日(水)	午前9時～ 正午
豊住公民館	3月12日(木)	
三里塚コミュニティセンター	3月13日(金)	

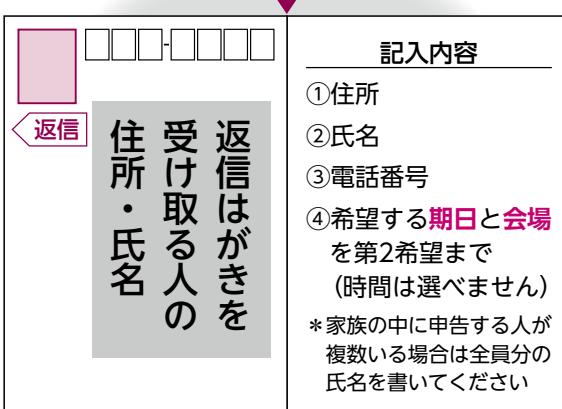
往復はがきの書き方

往信面



切手マークが青色

返信面



切手マークが緑色

ら希望する日の3日前までに、

市ホームページに

ある予約システム

から希望する日時



市ホームページ

付で提示してください。

次に当てはまる人は
成田税務署特設会場で

次に当てはまる人は、2月16日(月)以降に、成田税務署特設会

場(イオンモール成田2階イオン

ホール)で所得税の確定申告をしてください。

当日は、往復はがきで予約した

人は市役所からの返信はがき、市

ホームページから予約した人は予

約内容が確認できる画面などを受

けてください。

受付日時などの詳細は、広報な

りた2月1日号でお知らせします。

○寄付金控除(ふるさと納税など)・

○減額控除を受ける人

※くわしくは、申告書の作成の事

前予約制については市民税課

(☎20-1513)、成田税務署

(☎28-5151)へ。

- 住宅借入金等特別控除を初めて受けける人
- 分離課税譲渡・配当等・先物取引・山林・退職となる人
- 青色申告をする人
- 営業や農業などの事業・不動産収入が500万円以上となる人
- 外国税額控除などを受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- 令和6年分以前の申告をする人
- 減額控除の複雑な計算が必要な人
- 減額控除を受ける人